

# Weekly Report

第 787 号

令和7年3月10日

## 税制改正法案(所得税の基礎控除)の修正

政府与党は「年収103万円の壁」等の対応として令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた「所得税の基礎控除引上げ」について、控除額を上乗せする修正を行いました(修正案は衆院で可決、参院に送付)。

### ◆基礎控除の特例を創設

昨年末に決定した税制改正大綱では、所得税の基礎控除を58万円(合計所得金額2350万円以下の場合)に、給与所得控除の最低保障額を65万円にそれぞれ10万円引上げて、所得税が課税されない年収を123万円にするとしていましたが、政党間協議などにより基礎控除の引上げを修正し、当初案(10万円)に控除額を上乗せする特例を創設しました。

この特例は給与収入850万円以下の方が対象となり、以下のとおり段階的に基礎控除を上乗せします(850万円超の方は上乗せなし)。なお、①の上乗せは恒久的な措置となりますが、②~④の上乗せは2年間(令和7年・8年)の限定措置となります。

①給与収入200万円以下の場合(恒久)……控除額を47万円(当初案に37万円上乗せ)引上げて95万円とします。これによって所得税の課税最低限は160万円に上げられます。

②給与収入200万円超475万円以下の場合(2年限定)……控除額を40万円(同30万円上乗せ)引上げて88万円とします。

③給与収入475万円超665万円以下の場合(2年限定)……控除額を20万円(同10万円上乗せ)引上げて68万円とします。

④給与収入665万円超850万円以下の場合(2年限定)……控除額を15万円(同5万円上乗せ)引上げて63万円とします。

## 価格転嫁に向けた下請法・下請振興法の改正

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正案が閣議決定されました。

下請法では規制の見直しを行い、\*価格協議の求めがあったにもかかわらず協議に応じなかったり、必要な説明を行わないなど一方的な代金の決定を禁止する規定(協議を適切に行わない代金額の決定の禁止)の新設、\*支払手段として手形払いを禁止(電子記録債権なども支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは認めない)、\*発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を下請法の規制対象に追加します。

また、適用基準として従業員数基準(製造委託は300人、役務提供委託は100人)を新設します。

## 確定申告書の提出期限について

令和6年分の所得税等の確定申告は、今月17日が申告期限となります。

e-Taxにより申告書を送信する場合は、即時通知及び受信通知に表示される受付日時が提出日となり、3月18日午前0時以降に受信となったデータは期限後の提出となります。

また、申告書を郵送で提出する場合は「郵便(第一種郵便物)」又は「信書便」を利用して税務署に送付する必要があります。郵送の場合は通信日付印に表示された日が提出日とみなされます。